

令和8年度 ー第1回ー
江 別 市 環 境 審 議 会

と き 令和8年8月31日（月）午前10時00分～
ところ 江別市民会館37号室

次 第

【委嘱状の交付】

あいさつ 江別市 市長 後藤 好人

【環境審議会】

1 開会

2 委員等紹介

- (1) 委員自己紹介
- (2) 事務局職員紹介

3 議事

- (1) 会長・副会長の選出等について
- (2) 報告事項
「えべつの環境2025」について

- (3) その他

4 閉会

江別市環境審議会委員名簿

(任期：令和8年8月1日～令和10年7月31日)

(50音順)

選出区分	氏 名	推せん団体/機関
(1) 学識経験者 11人	うら よしみず 裏 悦瑞	江別市自治会連絡協議会
	ごう めぐみ 郷 仁	一般社団法人 江別医師会
	こうの とおる 鴻野 徹	江別商工会議所
	さこだ こうじ 迫田 宏治	札幌弁護士会
	さわだ のぶゆき 沢田 信之	北海道電力株式会社 総合研究所
	そうま よしか 相馬 芳佳	江別消費者協会
	ながい しんのすけ 長井 信之助	一般社団法人江別青年会議所
	なかむら けんいち 中村 賢一	道央農業協同組合
	みずの しんたろう 水野 信太郎	北翔大学
	むらかみ かずよし 村上 和吉	江別工業団地協同組合
	よしだ おさむ 吉田 磨	酪農学園大学
(2) 関係行政機関 2人	あくたがわ ともこ 芥川 智子	地方独立行政法人 北海道立総合研究機構
	きもと よしはる 木本 祥晴	北海道札幌方面江別警察署
(3) 市長が必要と 認めた者 2人	いとう ちさと 井藤 千聖	環境推進員
	おおた たかこ 太田 孝子	環境推進員

令和8年度 生活環境部環境室環境課職員名簿

令和8年8月1日現在

所 属 / 職		氏 名
生活環境部長		○近藤 澄人
生活環境部次長		○新山 千穂
生活環境部環境室長		○堂前 敦
環境課	課長	○鈴木 一成
	脱炭素・環境計画 推進担当	参 事
		○村田 和陽
		主 査
		○宮原 靖矢
		主 査
		松橋 真紀（環境政策担当主査兼務）
	環境保全係	係 長
		○辻屋 翼
		主 査 (自然環境担当)
		浅野 隆弥
		主 査 (環境政策担当)
		松橋 真紀
		主 任
		岸 明広
		主 任
		○伊藤 みゆき
		主 任
		廣川 翔太
		主 事
		津端 聡礼
		主 事
		高田 元気
		主 事
		舩田 千依

○・・・本日出席職員

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第 7 条—第 9 条）

第 3 章 環境の保全及び創造を推進するための施策（第 10 条—第 24 条）

第 4 章 環境審議会（第 25 条）

附則

第 3 章 環境の保全及び創造を推進するための施策

（意見の反映及び環境推進員）

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、市民の意見の反映等に資するため、環境推進員を置くものとする。

第 4 章 環境審議会

（環境審議会）

第 25 条 環境の保全及び創造について調査審議するため、江別市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

（1）環境の保全及び創造に関する基本的事項

（2）前号に掲げるもののほか、必要な事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 15 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験を有する者

（2）関係行政機関の職員

（3）その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、江別市環境基本条例（平成 11 年条例第 23 号。以下「条例」という。）第 25 条第 7 項の規定に基づき、江別市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 25 条第 4 項に規定する委員の数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 11 人以内
- (2) 関係行政機関の職員 2 人以内
- (3) 環境推進員会議の推せんを受けた者 2 人以内

(専門委員)

第 3 条 専門委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 審議会の推せんを受けた者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 専門委員は、その者の委嘱に係る専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、必要の都度会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。